

家電リサイクル!

▶家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)とは

廃棄される家電製品(特定家庭用機器)の適正な処理と、資源の有効な利用を図るため、製品をつくったメーカーや販売した小売店と一緒に消費者の皆さんが協力して、リサイクル社会をつくることを目的とした法律で、平成13年4月1日から施行されています。

また、平成21年4月1日に家電リサイクル法が改正され、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に加わりました。

▶対象となる家電製品

エアコン、テレビ (ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

▶対象品の処理方法

以下の方法のいずれかの方法を選択して処分を行ってください。

1. 製品を買い替えする、購入した家電小売店がわかる場合

- →購入する(した)家電小売店に引き取りを依頼してください。
- ※家電リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。料金は処理を依頼する家電小売店に確認してください。

2. 買換えではなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購入した小売店を利 用できない場合

- →事前に郵便局で家電リサイクル料金を支払い、村の直接処分場へ搬入してください。
- ※釧路市の指定引取場所までの収集運搬料金(330円~1,320円 家電の種類や大きさで異なります)が必要ですので、 以下の事業者に確認のうえ依頼してください。
- ※直接処分場へ搬入できない方は、以下の事業所に回収を依頼(有料)してください。

【処分料金の例】

パナソニック、シャープ、ソニー製の32 V 型の液晶・プラズマ式テレビを処分する場合

- →家電リサイクル料金2,970円 (郵便局で支払い) +釧路市の指定引取場所までの収集運搬料金1,100円 (村処分場で支払い) =4,070円 (消費税込み)
- ※自宅回収を依頼する場合は、更に自宅までの収集運搬料金が加算されます。

【確認・依頼先】

- ・鶴居村一般廃棄物最終処分場(鶴居村字雪裡原野566-1 電話0154-64-2090 毎週火曜日・土曜日(午前8 時から午後4時まで、12月29日から1月3日までは原則休場)
- ·有限会社鶴居美装(鶴居村一般廃棄物収集運搬許可業者 鶴居村上幌呂 電話090-4878-3634)

3. 2の場合で、指定引取場所に直接持ち込む場合

- →事前に郵便局で家電リサイクル料金を支払い、以下の指定引取場所に直接持ち込んでください。 【指定引取場所】
- ・鈴木商会道東支店 (釧路市星が浦南3-2-9 電話番号0154-55-1281)
- ・札幌通運株式会社釧路支店(釧路市星が浦南2-1-18 電話番号0154-51-5516)
- ※家電リサイクル料金は、メーカー、家電の種類・大きさで異なります。また、パソコンモニターや業務用冷蔵庫など家電リサイクル法対象外の製品もあります。

詳細は、一般財団法人 家電製品協会のホームページ (URL: https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/)、をご覧になるか、最寄りの郵便局、鶴居村役場住民生活課(電話0154-64-2113)にお問合せください。